

令和8年第1回南幌町議会定例会議事日程（追加）

日程番号	事 件 番 号	事 件 名	結 果
追加 1	発議第 3号	外国法人等による農地の取得及び利用を制限するための法整備を求める意見書の提出について	
追加 2	発議第 4号	生産現場に寄り添った農業政策を求める意見書の提出について	



発議第3号

外国法人等による農地の取得及び利用を制限するための法整備を  
求める意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係機関に  
対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和8年3月9日提出

提出者 南幌町議会議員 高橋修平

賛成者 南幌町議会議員 家塚雅人

南幌町議会議員 石川康弘

## 外国法人等による農地の取得及び利用を制限するための法整備を 求める意見書

農業は国民の生命を維持する食料を安定的に供給する基盤であり、特に本町のような農業地帯において、農地は地域社会を構築する極めて重要な資源です。今、全国各地で外国法人や外国人（以下「外国法人等」という。）による土地取得が進んでおり、食料安全保障上のリスクに対する懸念が急速に高まっています。

こうした中、国においても令和8年度を目途に、土地登記における所有者の国籍記載を義務付ける方針を固めるなど、実態把握に向けた一步を踏み出しました。しかし、現行の重要土地利用規制法は防衛施設周辺等に限定されており、食料供給の要である広大な農地の利用制限については、未だ法的枠組みが不十分と言えます。

本町においても、農業者の高齢化や離農に伴う農地の集約化が進む中、地域の水利管理や営農秩序が損なわれる事態となれば、損害を招きかねません。

我が国はGATS（サービス貿易一般協定）に加盟しているものの、諸外国では安全保障や公衆秩序の観点から、国内法により外国資本による農地取得を厳格に制限している国もあり、国籍の把握が可能となる今後の制度改正に合わせ、その情報を基にした利用規制の確立が求められています。

国においては、食料安全保障と地域社会の安定を恒久的に守るため、以下の措置を講じるよう求めます。

### 記

- 1 土地登記への国籍記載義務化を確実に実施し、外国法人等による農地取得の実態把握をすること。
- 2 実態把握に基づき、農業の持続可能性を脅かす恐れのある外国法人等の農地取得・利用を制限するため、外国人土地法の改正や農地法との整合性を図るなど、法整備を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和8年3月 日

北海道南幌町議会議員 側 瀬 敏 彦

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣 各宛

発議第4号

生産現場に寄り添った農業政策を求める意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係機関に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和8年3月9日提出

提出者 南幌町議会議員 石川 康 弘

賛成者 南幌町議会議員 家塚 雅 人

南幌町議会議員 細川 美喜男

## 生産現場に寄り添った農業政策を求める意見書

農業をめぐっては、昨年4月に新たな食料・農業・農村基本計画と酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針が策定され、中長期的な目標や方向性等が示されたほか、基本計画の中で2027年度から水田政策を根本的に見直すことが明記されました。また、畑作物の直接支払交付金では、本年7月までに算出根拠となる統計情報等について、関係者との意見交換を踏まえ、現行の3年に1度の改定に捉われず、2027年における単価改定の是非を含め制度の運用を検討するとしています。

しかしながら、2026年2月現在、水田政策の見直しに関する新たな情報が無く、生産現場は今後の営農計画を描けない状況が続いています。また、ゲタ単価の算定方式では農業者の努力が交付金の引き下げ要因となるなど生産意欲の減退につながっており、酪農・畜産をめぐっても、乳価の上昇が収入の増加には繋がっているものの、円安などを背景にした飼料価格の高止まりで所得の上昇には結びついておらず、経営逼迫による戸数減少に歯止めがかかっていません。

このため、将来にわたって安心して農業を営むことができるよう、基本計画や酪肉近で掲げる目標達成に向けた一層の生産基盤の強化策や、経営安定に資する所得政策、水田政策の早期明示などが急務となっています。

つきましては、生産現場に寄り添った農業政策の確立に向けて、下記事項を要望します。

### 記

- 1 2027年以降の水田政策について、生産現場の意見を十分踏まえつつ、農業者が将来にわたって営農計画を立てられるよう早期に示すこと。  
また、生産現場の実態に即した交付対象要件を設定するとともに、産地交付金については、地域が裁量をもって活用できる制度運用を維持すること。
- 2 畑作物の直接支払交付金については、コスト増加を反映した適正な価格形成や生産費など実態に即した数値を用いるとともに、生産性向上など農業者の努力が報われる算定方式に改善すること。
- 3 酪農・畜産については、予算総額ありきではなく、基本計画や酪肉近で掲げる目標が確実に達成されるよう必要な事業を行うための予算を措置すること。  
また、生産コストの上昇に左右されない持続可能な酪農・畜産に向けた所得安定政策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和8年3月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 各宛

